

## 実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	嘉久志地区久保川集落	令和3年3月24日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1: ③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=7)(以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上は29%、70歳以上は全体の43%に上る。  
また、当集落では全ての農地を集落内農業者で耕作しており、今後、新たな担い手の確保に併せ、担い手への農地集積・集約化等が喫緊の課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

**当集落において、中心経営体は存在しない。**新たな担い手の確保には、一定の耕作面積の確保と良好な営農環境の確保が課題となっている。このため、当集落では耕作放棄地の解消による耕作面積の確保や、防護柵の整備などに取り組んでいる。今後も引き続き、こうした取り組みを維持することにより、担い手の確保に向けて取り組んでいく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>■人材確保の取組方針 アンケート調査によれば、29%の割合で、集落外から人材を確保する必要があると回答する一方で、「わからない」の回答割合が57%あった。 現状、当集落では地区内の耕作者で支えあいながら耕作を維持しているが、アンケート回答者の高齢化率が86%、農業の後継者の目途がついていない割合が86%の現状を考慮すると、集落内外からの人材確保が喫緊の課題となっている。</p>
<p>■基盤整備の取組方針 アンケート調査によれば、ほ場整備等の基盤整備が「必要ない」が71%となっている。 当集落では、ほ場整備(1.4ha、H18～19)が実施済みである。 一方で、当集落内の用水路について、土砂の埋そくや修繕が必要な箇所があり、その効用回復が必要な箇所がある。 このため、これらの対策を講じることにより営農環境の改善を図っていく。</p>
<p>■新規・特産化作物の取組方針 アンケート調査によれば、稲作を主体とする当集落の農業において、農業を生業としていくには、水稻では最低でも3ha以上の面積の確保や、水稻に替わる高収益作物の導入が意見されている。こうした中で当集落は、経営面積の確保の観点からも、耕作放棄地を解消し、エゴマやソバなどの米に替わる作物を意欲的に栽培している。また、新しい作物の栽培も検討していく。</p>
<p>■鳥獣被害防止対策の取組方針 当集落では、過去の補助事業で個々を囲う防護柵を設置しているものの、老朽化により更新が必要となる箇所が出てきている。防護柵が未設置の農地があり、これらの農地への防護柵設置が早急に必要となっている。</p>
<p>■集落の農業の発展に向けた取組方針 アンケート調査によれば、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力し、集落の農地を守っていく」が43%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が29%、「自分たちの力で集落営農組織の設立等を進めていく」が14%という回答結果となっている。現状では個々の農地の維持で手一杯という意見が多く、今後、新規の担い手の確保とその担い手への農地の集約、他の集落との共同経営なども検討を図っていく。</p>
<p>■その他の取組方針 当集落の農地保全について、現在耕作している農地の安定した経営を行うには、取水施設(稲作用の堤含む)の維持管理と水管理の効率化が喫緊の課題となっている。 また機械の取得及びその更新が今後大きな負担となっており、助成金の支援など行政に求めていく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	該当なし					
計	経営体		0.0 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。